

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成17年3月3日(2005.3.3)

【公開番号】特開2001-165539(P2001-165539A)

【公開日】平成13年6月22日(2001.6.22)

【出願番号】特願平11-348569

【国際特許分類第7版】

F 25 C 1/10

【F I】

F 25 C 1/10 302 D

【手続補正書】

【提出日】平成16年3月29日(2004.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

図13に示したように、特開平10-78277号公報記載の自動製氷装置は、モータ101の回転力をウォーム102は、はす歯歯車103及び伝達歯車104からなる回転伝達機構で減速してカム歯車105へ伝達するようになっている。なお、これらの各部材は、2つに分割されたケースの一方向の所定位置に配置され、ケースの他方を被せることによりケース内に収まっている。そして、カム歯車105の回転中心に連結された製氷皿(図示省略)をモータ101の駆動力によって回転駆動する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

すなわち、検氷軸106には、フック106aが設けられており、この係止部106aに引っ張りコイルバネ107の一端に形成された係止部107aが引っ掛けられている。そして、この引っ張りコイルバネ107の他端には、係止部107bが形成されており、この係止部107bがケース内に形成された係止ピン108に引っ掛けられている。このため、上述したように検氷軸106が、フック106aと係止ピン108との間に発生する引っ張りコイルバネ107の引っ張り方向への付勢力によって、図13において矢示X1方向に引っ張られ、突起がカム歯車105のカム面に押しつけられる。その結果、そのバネ力に抗してカム面で検氷軸106を案内することにより、検氷軸106がカム歯車105の回動角度に応じて回動するようになっている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

また、検氷軸31は、このときの圧縮コイルバネ32の付勢力を受けることにより、若干、図9において矢示Y2方向へ戻ろうとする。しかしながら、このとき、検氷軸31は、バネ係合部31cに形成された突起31jがスリット9fに形成され突出部9gに引っ掛

かかるため、スラスト方向（図9において矢示Y2方向）への移動を阻止される。このため、検氷軸31は、バネボックス52内で圧縮コイルばね32を圧縮させた状態で仮保持される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図9】

